

国 指 定 森 吉 山 鳥 獸 保 護 区
森吉山・太平湖特別保護地区
指定計画書(環境省案)

平成15年8月27日

環 境 省

1 保護に関する指針等

(1) 特別保護地区の名称

森吉山・太平湖特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

国指定森吉山鳥獣保護区のうち、秋田県北秋田郡米代東部森林管理署上小阿仁支署1012林班い、ろ及びびかの各小班、1031林班ろ1、ち3、り及びびねからうまでの各小班、1033林班、1034林班いからはまで、は1からは3まで、ほ、ほ1からほ7まで、へ、へ1、と1からと14まで、ち、り1、り4からり7まで及びぬの各小班的区域並びに太平湖の区域。

(3) 特別保護地区の存続期間

平成15年11月1日から平成25年10月31日まで(10年間)

(4) 特別保護地区の保護に関する指針

① 国指定鳥獣保護区の指定区分

希少鳥獣生息地の保護区

② 特別保護地区の指定目的

当該地域は、秋田県中央東部の森吉山の東山麓に位置し、ブナ林をはじめとする広葉樹を主体とする森林からなり、大型キツツキ類のクマゲラ(「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物—レッドデータブック—鳥類(環境省編)において絶滅危惧Ⅱ類)の本州における数少ない繁殖地の一つとなっている。また、森林生態系の指標種とされるイヌワシ、クマタカ(以上、同絶滅危惧ⅠB類)の生息が確認されるなど、豊かな生態系が維持されている地域である。

本州におけるクマゲラの繁殖地は、当該地域のほか白神山地など東北北部の一部の地域に限られており、当該地域においてクマゲラの保護を図ることは、本州におけるクマゲラの保護を図るうえで重要である。

このため、鳥獣保護区の中でも、クマゲラの繁殖、採餌の場として中核的な箇所を鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に基づく特別保護地区に指定し、クマゲラを中心として当該地域に生息する鳥獣の生息地の保護を図るものである。

管理方針

- ・クマゲラの繁殖・生息に影響を及ぼさないよう、ブナ林をはじめとする広葉樹林からなる生息環境の適正な保全に努める。
- ・特別保護地区の管理に当たっては、鳥獣の生息地の保全を図るうえで重要な情報等の交換を行うなど、関係機関とも十分連絡調整を行いつつ取り組む。

2 特別保護地区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 1,573ha

内訳

ア 形態別内訳

林野	1,213ha
農耕地	— ha
水面	360 ha
その他	— ha

イ 所有者別内訳

国有林—林野庁所管	1,213ha	}	制限林地	724ha	}	保安林	724ha
			普通林地	489ha		砂防林	— ha
公有水面	360 ha						

ウ 他の法令(条例を含む)による規制区域

自然公園法による地域	1,573ha	}	特別保護地区	— ha
			特別地域	1,573ha (森吉山県立自然公園)
			普通地域	— ha

文化財保護法による地域 229ha

(桃洞・佐渡のスギ原生林)

3 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 特別保護地区の位置

当該地域は、秋田県中央東部の森吉町と阿仁町にまたがる森吉山の東山麓及び森吉町を東西に流下する小又川の上流に位置する太平湖とその周辺部からなる。

イ 地形、地質等

森吉山系に源を発する河川は、いずれも急峻なV字型の深い谷を刻み、多くの地点が三階滝や桃洞の滝などの瀑布となっており周辺の天然林によって神秘的な溪谷美を呈してい

る。

また、森吉山は、山塊中央部よりやや北の急峻な山岳地形を示す先第三系の石英閃緑班岩を基盤に、溶結凝灰岩を主とする新第三系の地層により山地を構成し、これらを第四系の安山岩質の火山が被覆して山地を構成している。

ウ 植物相の概要

当該地域周辺はブナ林を主体とした広葉樹林からなり、ブナについては平均樹齢120年（最高約250～350年）、胸高直径60～100cm、樹高20～30mの壮齢林がみられる。また、沢の周辺及び湿地帯周辺は、サワグルミ、ヤチダモ、ミズナラ、トチノキ等が分布し、高海拔地域（1,100m以上）では、オオシラビソが優占種となっている。

エ 動物相の概要

動物については、ブナをはじめとする広葉樹主体の森林を生息地として、クマゲラ、イヌワシ、クマタカ等の鳥類、ニホンカモシカ、ツキノワグマ等の哺乳類など多くの鳥獣が生息しており、中でもクマゲラは1970年に太平湖周辺、1975年にはノロ川の伐採跡地でそれぞれ発見された後、1978年に繁殖が観察され、本州産の留鳥として確認されている。

(2) 生息する鳥獣類

別表のとおり

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

当該地域は森林、原野及び水面からなっており、鳥獣による農林水産物への被害は生じていない。

4 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項

当該特別保護地区内に鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより、被害を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償する。

5 特別保護地区の指定及び維持管理に関する事項

- ① 特別保護地区用制札 27本